

一般社団法人日本発達心理学会 選挙及び役員選出規則

2011年6月18日 制定

改正 2013年6月15日

2015年3月19日

2017年3月24日

(目的)

第1条 この規則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」(以下、「定款」という)第5条第5項に基づき、代議員選挙並びに定款第22条,第30条第1項3号に基づき、役員を選任及び選定の方法を定めることを目的とする。

(代議員)

第2条 定款第5条第2項に従い、本会は、24名以上30名以内の代議員を置く。

2 定款第5条第4項に従い、代議員は、正会員、名誉会員及び終身会員(以下「正会員等」という。)の中から選ばれることを要する。

3 定款第5条第7項に従い、代議員の任期は選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、再任を妨げない。これに基づき、代議員選挙は4年に1度実施することとする。

(代議員の選出方法)

第3条 定款第5条第2項に定めた、24名以上30名以内の代議員は、正会員等の直接選挙により選出する。

2 前条に基づき実施された選挙の結果については、定款第4条第1項第3号記載の機関誌『発達心理学研究』に掲示及び年次大会時の会務報告会などで正会員等に報告を行うものとする。

(選挙管理委員会)

第4条 代議員選挙の管理事務は選挙管理委員会がこれにあたる。

2 選挙管理委員会は、本会理事会の指名による若干名の会員及び定款第38条第1項に従い置かれた事務局長によって組織する。

(代議員の選出手順)

第5条 代議員は、次の手順で選出する。

(1) 選挙管理委員会は、代議員改選年度9月30日現在の会員名簿によって選挙台帳を作成する。

(2) 代議員の選挙は、所定の投票用紙を用いて無記名投票で行う。

(3) 郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

(4) 投票は、代議員について5名連記とする。

(5) 当選の決定は、得票順による。当落の境界に同点者の生じた場合は年齢の若い者を当選とする。

(6) 改選後1年以内に欠員が生じた場合には次点者をもって補う。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 定款第21条に従い、本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上11名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 定款第26条第1項に従い、理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期(選任から選任

後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までを1期とする。)を超えて就任することはできない。

4 定款第26条第2項に従い、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期(選任から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までを1期とする。)を超えて就任することはできない。

5 定款第26条第3項に従い、代表理事につき再任を妨げない。ただし、連続して2期(選任から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までを1期とする。)を超えて就任することはできない。

(役員を選任・選定方法)

第7条 定款第22条1項に従い、理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 定款第22条第2項に従い、代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 定款第22条第3項に従い、理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 定款第22条第4項に従い、理事会は代表理事の選定にあたり、社員総会にこれを付議した上でその決議の結果を参考にすることができる。

(役員を選任・選定手順)

第8条 役員を選任・選定手順は次のとおりとする。

(1) 代議員の互選により代表理事候補者1名を選出する。

(2) 前項の選定方法は、投票による場合は、単記無記名投票とする。投票総数の過半数の票を得た者を当選とする。過半数を得た者がいないときには、得票数の多い上位2名で決選投票を行う。

(3) 代議員の互選により理事候補者7名以上11名以内、監事候補者2名を選出する。

(4) 前項の選出方法は、理事候補者につき3名連記、監事候補者につき単記、無記名投票とする。当選は得票順とし、同点者が出た場合は年齢の若い者を当選とする。

(5) (3)により選出された候補者を社員総会において理事及び監事として選任していく。

(6) (1)により選出された候補者を理事会において代表理事として選定していく。

(代表理事不在の場合の、代表理事代理)

第9条 定款第22条第5項に従い、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名した理事の一人がその職務を新代表理事の選定まで代理し、その職務を行う。

2 定款第22条第6項に従い、前項の事案が代表理事に生じた場合には、代理の理事は30日以内に理事会を招集して新代表理事を選定しなければならない。

(改定)

第10条 この規則の改定は、社員総会で承認を得るものとする。

(附則)

この規則は、2013年7月1日より施行とする。